

品川区職員住宅入居選考基準等要綱

制定 平成22年 3月30日 区長決定

要綱 第36号

改正 平成24年 1月18日 区長決定

要綱 第32号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区職員住宅の設置および管理に関する規則（昭和58年品川区規則第17号。以下「規則」という。）に基づき設置する職員住宅および品川区災害対策職員待機寮借上事業実施要綱（平成21年品川区要綱第349号。以下「借上要綱」という。）に基づき借り上げる借上待機寮（以下これらを「職員住宅等」という。）の入居選考に必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則および要綱の定めるところによる。

(選考に係る基準)

第3条 運営委員会は、規則第4条第2項第1号に規定する入居者の選考にあつては、次に掲げる事項を考慮し、これを審議するものとする。

- (1) 申込者（同居しようとする親族がいる場合にあつては、当該親族を含む。）の収入
- (2) 家族住宅に係る選考にあつては、同居しようとする親族の人数
- (3) 現に居住する住宅の家賃
- (4) 通勤時間
- (5) 職員住宅等の入居履歴

(6) 規則第14条各号に掲げる優先入居の要件の有無

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

(住宅の困窮)

第4条 規則第11条および借上要綱第3条第1号に規定する住宅に困窮していることとは、次に掲げることをいう。

(1) 申込者（同居しようとする親族がいる場合にあっては、当該親族を含む。）が住宅または土地の所有者（共有持分を持つ者を含む。以下「自家所有者」という。）ではないこと。

(2) 申込者が現に職員住宅等に入居していないことまたは過去に職員住宅等を専ら自己の都合により退去していないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自家所有者にあっては、当該自家所有者を住宅に困窮している者とみなす。

(1) 職員住宅等の入居の承認を受けた日から2カ月以内に、所有する住宅（以下「自家」という。）の取壊しを証明する登記事項証明書を提出できる者

(2) 申込日において、自家の競売決定通知書を交付されている者

(3) 通勤時間が著しく長く、自家からの通勤が困難であると認められる者

3 第1項第2号の規定にかかわらず、単身住宅または借上待機寮に入居している者またはこれらの住宅を自己の都合により退去した者が、婚姻等により家族住宅に申込む場合にあっては、これらの者を住宅に困窮している者とみなす。

(同居する親族)

第5条 規則第11条に規定するその他の親族とは、家族住宅において同居を予定している者であって、次の各号に定めるものをいう。

(1) 申込日において、申込者と同居している親族

(2) 申込日において、申込者と同居している内縁関係にある者であって、住民票の続柄の記載が「夫（未届）」または「妻（未届）」となっており、かつ、戸籍上の

配偶者がいないもの

- (3) 申込者と婚姻の予約をしている者であって、家族住宅の入居の承認を受けた日から3カ月以内に入籍し、かつ、同居することができる者
- (4) 申込日において、申込者が税法上扶養している者
- (5) 申込日において、独立して生計を営む二親等以内の親族

付 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から適用する。